

公正競争ワーキンググループ（第5回）

議事録

1. 日時

令和6年4月23日（火）10：00～12：00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村暢史（中央大学 法学部 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/IT研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ヒアリング：

株式会社STNet、JCOM株式会社、アルテリア・ネットワークス株式会社

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】 定刻となりましたので、ただいまから公正競争ワーキンググループ第5回会合を開催いたします。

主査の山内でございます。本日は、皆様の御参加をいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まずは、事務局から、ウェブ会議システムの関係で留意事項を御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。本日、御発言に当たってはお名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料につきましては、資料5－1から資料5－9まで、参考資料5－1及び参考資料5－2でございます。

なお、資料5－9につきましては、構成員限りで投影のみとさせていただきます。また、参考資料5－1の開催要項につきましては、今年度御役職に変更のあった構成員の方々がいらっしゃいますので、更新をしているものでございます。

なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれておりますため、システムにおける表示では傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめお送りしております資料を御覧いただければと存じます。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日はまず、前回会合における検討について、まず振り返りをするということにして、その後に、NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方、これに関する検討課題について議論をいたします。本日も、NTTグループとしてNTT東日本及びNTT西日本からも会合に参加いただいております。

それでは、前回会合における主な意見等、あるいは、それを踏まえた検討課題について、資料5－1から資料5－3まで、これを事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 改めまして、事務局でございます。

まず、資料５－１から御説明差し上げます。

第４回会合の主な意見等でございます。

１枚おめくりいただきまして、前回ですけれども、主にはＮＴＴ東西等の業務の在り方でありましたけれども、冒頭２つ、公正競争の確保に関する基本的な考え方、ＮＴＴ東西の通信インフラの在り方について御意見を頂戴したところでございます。また、ＮＴＴ東西の通信インフラの在り方の２ボツ目、西村暢史構成員の御意見の中で、ユニバーサルサービス等の関係の議論が必要であって、その部分、御紹介をいただけないかという御指摘を前回頂戴しておりましたので、参考資料５－２として、現時点でのユニバーサルワーキンググループの議論の状況をお付けしてございます。

ＮＴＴ東西の業務の在り方につきましては、こちらのページの本来業務について、そして次のページ、２ページ目の活用業務の在り方、特に本来業務、あるいは公正競争への支障という２つの要件についてどう考えるかといったような観点から御意見がございました。また、最後、目的業務区域外の地域電気通信業務についても御意見があったところでございます。

次に、資料５－２に基づきまして、第４回会合の追加の御質問及び御回答ということでございます。

おめくりいただきまして、まず１つ目、ＮＴＴ東西等の業務の在り方についてでございます。

まず、御質問としては、次のページのＪＡＩＰＡに対する質問とも共通してございます。現状、地域における業務については地域の事業者が行っているということでございますけれども、継続して事業を行っていくことが可能という保証はあるのかという御質問でございます。特に、前回のＪＡＩＰＡの発表の中にあった、地域の事業者が高齢化しているといったようなことを受けての御質問でございます。これに関して、まず、このページ、テレサ協からの御回答でございまして、多くの地域の事業者については、小規模ながら長年にわたって地域のニーズに寄り添って事業を展開してきているところでありまして、ＮＴＴ東西が仮に活用業務の規制の緩和によって参入をしてきたという場合には、体力ですとかブランド力の違いによって、なかなか太刀打ちできずに淘汰をされてしまうことが懸念されるというような御意見でございます。

おめくりいただきまして、ＪＡＩＰＡからの御意見もおおむね同様でございまして、

現在でも地域の行政ですとか民間事業者が一体となって、人手不足や生産性向上の取組が行われている中で、圧倒的な力を有するN T T東西が参入してきた場合には、地域事業者が撤退に追い込まれるような懸念があるのではないかとということで、地域で活躍する人材がきちんと確保されて、地域に根差した企業を育成していくことが重要という考えでございます。

次、おめくりいただきまして、N T T東西等の業務の在り方、3つ目でございます。

現行のドミナント規制の抜本的な見直しという旨を、テレサ協が前回御発表されておりました、それについて具体的にどのような見直しを想定されているのかというものでございます。

これに関しては、現行制度で第一種、第二種と分かれて規制をされているところで、仮にその第一種、第二種をまたがって、ジョイントドミナンスのような形で影響力を発揮するというような形になった場合には、第一種、第二種の垣根を越えた新たな指定電気通信設備として制度化することを求めるというものでございます。

次、おめくりいただきまして、こちらからN T Tグループに関する公正競争の確保の在り方についてでございます。

まず、こちらでグループ内の合併審査の対象についてございまして、これに関しては、N T Tグループ内の指定事業者、そしてその特定関係法人たる電気通信事業者を想定しているという御回答でございます。

次のページも、共通した御質問でございまして、グループ内の合併と審査の範囲について、こちら、基本的にはN T Tドコモやその子会社を位置付けるべきではないかという御意見でございます。

そして、こちら、6ページ目でございますけれども、第4回会合において林構成員から、冒頭の主な意見のところでも一部記載をさせていただきましたが、N T Tの活用業務についてより本質的な主張をすべきではないかという旨の御指摘があったところに対して、N T Tから次ページ以降で御回答がございましたので、御紹介を申し上げます。

次、7ページ目でございます、こちらがN T Tからの御回答でございまして、主に太字のところを御説明申し上げます。

N T T東西は、日本の情報通信インフラを支えていく会社として、将来にわたって安定的にその責任を果たしていくことが重要であって、そのためにさらなる抜本的なコスト改革ですとか新たな成長の実現に向けて、安定的なネットワーク基盤の上だけでなく、

投資余力を一定程度確保することが必要であるということでございます。その実現に向けて、事業の自由度を確保し、NTT東西をよりサステナブルな企業へ変革していくために、NTT法において時代に合わなくなっているような規制については見直していただきたいという旨が、この7ページでございます。

次の8ページ目で最後でございますけれども、こういった観点から、地域産業の活性化や地方創生に向けて、NTT東西の業務範囲規制を見直していただきたいというものでございます。下に2つチェックがございます。電気通信市場の公正競争は確保しつつ、さらに線路敷設基盤については公平な提供義務が現在課されておきまして、特に非電気通信事業に進出するに当たって問題が生じないのではないかという御意見でございます。また、非電気通信業務に進出することは、お客様の利便性の向上や我が国の社会課題の解決に貢献できるものとお考えということでございます。また、その業務範囲の拡大に当たりましては、事後的に市場の競争状況を検証するということが考えられるのではないかとございます。

この後ろのページは、主に参考ですとかそういった形でございますので、御紹介にとどめたいと思います。

ここまでの、前回会合の主な御意見等ございまして、次、資料5-3に基づきまして、こちらが検討課題で御説明を差し上げます。

主に2つに整理をございまして、検討課題1でNTT東西の本来業務、そして検討課題2として活用業務、その2点でございます。

まず、検討課題1につきまして、県域業務規制を見直す場合、本来業務をどのような範囲にすべきかという観点でございます。こちらに関して、前回どう考えるかと雑駁な問い立てにしておきまして、ちょっと御指摘を頂戴したところもございましたので、今回、選択肢をいくつかお示したものでございます。

まず、問い立てに関しましては、県内通信の制約を撤廃しますと、これまでの業務範囲規制の区切りであります県内と長距離という区分がなくなってしまいますので、一見すると幅広い電気通信業務を実施可能と考えられますけれども、NTT東西の役割すとか、公正競争の確保、こういったことに留意をしつつ、NTT東西が行うべき業務としての本来業務の範囲をどう考えるかという問い立てでございます。

主に①から③まで想定されるような案を考えてございます。もちろんこれに限られるわけではございませんが、御参考としていただければと存じます。

まず、1番目に関してが最も狭いと考えられる案でございます、国民生活に特に重要な電話やブロードバンドの提供に係る業務を基本とするというのが①でございます。②に関してが、これまでの御意見を踏まえると最も多いのかなと考えられますけれども、全国津々浦々に線路敷設基盤を有しているといったことも踏まえまして、目的業務区域内、これがNTT東日本であれば東日本エリアということでございますけれども、そういった業務区域内の固定通信のサービスの提供に係る業務を基本とするというものでございます。下の絵にございますように、現行の本来業務が赤枠の破線でございますけれども、この県内通信に現在限られている固定通信が主に想定されている部分、これが下に伸びまして、県間通信も含むような形、固定通信サービスの薄い水色で塗っているような部分が対象になるイメージでございます。最後、③に関しましては、これが最も広いと考えられる案でございますけれども、これまで、事業者ですとか構成員の皆様からはあまり御意見のなかったところではございます。これは、現在活用業務においても電気通信業務を行うことになってございますけれども、そういったものも全部ひっくるめまして、電気通信業務を基本とするというものが③でございます。ただし、移動ですとかISP、こういった公正競争の確保に関して重大な影響を与えるようなものに関しては除くというものでございます。主にこういった3つの案をお示ししているところでございます。

次のページ以降は参考ですので、飛ばさせていただきます、次、5ページ目、検討課題2で活用業務の在り方についてでございます。

こちらでも前回様々な御意見を頂戴したところでございまして、大きく見直しの観点等を含めまして整理をしているところでございます。

まず、3つあるうちの1つ目、見直しの必要性でございます。これまでの御意見の中では、見直さなくてもいいのではないかと御意見もあったところでございますので、見直しの必要性はあるかというところを、まず1つ目で書かせていただいております。また、前回、見直すこととする場合の理由といたしまして、NTT東西の本来業務の経営状況等を踏まえて、その活用業務を自由に実施することによって、よりその収益をネットワークの高度化ですとか維持、管理に充てていくというような御提案もあったと考えておりますけれども、そこに対してKDDI、ソフトバンクから御意見があったものと承知をしております。そういった見直すにしてもどのような理由から見直すかというようなことが、1つ観点としてあろうかと存じます。

次に、2つ目、確認の内容についてでございます。こちら、現行制度におきましては、本来業務への支障と公正競争への支障、この2つを確認することになってございます。これについて、この2本柱を堅持すべきという御意見の一方で、やや緩和をするというような御意見もあったかと存じます。また、確認する業務の内容につきましては、電気通信業務、あるいはその電気通信業務からちょっと離れたようなソリューションですとか、NTTがお示しになっているところのエネルギーですとか、そういった電気通信業務から遠いようなところでグラデーションをつけて、確認内容に差をつけるか否かという観点もあろうかと承知をしております。

最後、3つ目の手続についてございまして、こちら、前回もお示したところではございますけれども、改めて、現行のところで事前届出から一連の流れを図示してございます。これにつきまして、言及のあった手続について番号を仮に付番しているところがございますけれども、事業者の意見や構成員の御意見を踏まえ、認可に強化するというような御意見もあったと承知をしておきまして、さらに事前届出から事後届出に緩和するですとか、あるいは事前事後等も含めまして、相互排他的ではないと思っておりますけれども、検証をしっかりと行うべきというような御意見ですとか、類型化できるものは手続を簡素化してもよいのではないかと。さらに、原則自由に実施可能というところまで緩和をしてもいいのではないかとという様々な御意見があったかと考えてございます。

こういった形で、これまで出てきた御意見を整理させていただいたところがございますので、これを踏まえまして、本日、改めて皆様の御意見を頂戴できればと考えているところでございます。

すみません、駆け足で大変恐縮ですけれども、事務局からの説明は以上でございます。
【山内主査】 ありがとうございます。ここで、先ほど資料5-2、前回の振り返りの関係で、これに関しまして、NTTから提出された資料が含まれておりました。この点について、NTTから一言補足等ございましたら御発言願いたいと思いますが、いかがでございましょう。

【NTT】 承知しました。NTT服部でございます。若干補足させていただきます。

先ほど御説明の際に、めくっていただいたスライドについて、それぞれ少しずつコメントさせていただきます。

今事務局から御説明いただいたとおりなんです、その上で、NTT東西が本来取り

組みたい分野というのは例があった方が分かりやすいかと思いましたが、いくつか、まちづくり・地域創生の分野で、スマートストアですとか、Mobility as a Service、自治体D Xといった領域、それから社会インフラの維持に関してスマートメンテナンスやリモート保守・A I 解析、再生可能エネルギーの提供という意味でスマートエネルギーやバイオマス、一次産業の活性化として、農林水産業それぞれに技術を活用したD Xを進めていくと、こういうような地域循環型社会に向けた社会課題の解決といったアングルで非電気通信業務を担いたいと考えていますので、電気通信分野の公正競争に直接影響を及ぼすような分野に事業を拡大したいということではないということは申し上げておきたいと思います。

もう一枚めくっていただいて、もう一つ補足したいこととしては、N T T東西の子会社で非電気通信業務を実施する上で課題がどういふことがあるかということといいますと、ワンストップでの迅速な提案がどうしても難しくなるということと、会社がいくつかに分かれることでサポート窓口が分かれてしまうということで、お客様の利便性が下がっていますので、そういったものを集約して便利にしたいということ。それについては契約業務も同様でございまして、これが分かれることでお客様は煩雑な手続を強いられているという状況がございまして、また、会社が分かれることで効率が下がると低廉な価格で御提供することにも差し支えますし、子会社それぞれに全国津々浦々の拠点を設けるのが難しい中で、駆けつけですとかサポートの品質で、地域によって品質を維持するのが難しかったり、希少なリソース、人的リソースも中心に、各社に配備するのが難しい場合に、なかなかそうしたリソースが偏在してしまうと、こういうことがございます。これ、実際私どもも懸念しますし、もう一枚めくっていただくと、実際、お客様からいただいた声を例示させていただいたんですが、お客様からも、やはり窓口が分かれることへの不便ですとか、契約が1本にならないのか、他社はできているのになぜできないのかといった声はいただいていますので、こういった声にお応えするために、公正競争に影響を与えないような範囲で業務を拡大していきたいという考えだということ、改めて補足させていただきます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、意見交換に移りたいと思います。事務局から説明をいただいた資料5－3に基づいて、テーマを区切って議論いただきたいというふうに思います。

皆さん、資料5を見ていただいて、まず、資料5－3、1ページ目です。N T T東西

の本来業務の在り方についてでございます。図示していただいて分かりやすくなったというふうに思いますけれども、これについて、御意見ある方、御発言願いたいと思いますが、いかがでございましょう。相田構成員、どうぞ御発言ください。

【相田構成員】 相田でございます。

今のNTTとの発言とも関係があるのですけれども、NTTが自主的にいろんなところをやっていただくのはもちろん構わないのですけれども、本来業務としてどこをやっていただきたいのかという意味からいいますと、特に設備部門でいうと、基本的には固定通信のアクセスなんだと思うんです。その上で、利用部分はそのアクセスを利用した、基本的にはこの固定通信サービスというのをやっていただき、その上で、さらにNTTが自主的にいろんなことをやるのはある程度やっていただいても構わないと思うんですけれども、極端な言い方をすれば、そこで大赤字をしたことによって特にアクセスの提供に支障が起こるというようなことがあってはまずいということで、後ほどの議論とも関係するかもしれませんが、まずは設備管理部門としてそのアクセスをしっかり提供していただく。その上で、本来業務としては、この固定通信までというのが私の持っているイメージかなというふうに発言させていただきます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいかがでございましょう。チャットで発言希望を言っていただいてもよろしいですし、あるいは手挙げでも結構だと思いますけど、その場合、順番が少し前後したりするかもしれませんが、いかがですか。どなたかいらっしゃいますか。

1 ページ目はいかがですか。大谷構成員、どうぞ御発言ください。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

私も、この表を整理していただいて、非常に分かりやすくなったと思っております。

相田構成員の御意見とほぼ同じですけれども、本来業務ということでありますと、この②のところがやはり基本ではないかと思っております。③の場合の上位レイヤー系サービスの業務というのは、活用業務としてやはり認識すべきところだと思っております。移動通信業務やISP業務などのように、公正競争に大きく影響が及ぶような事項は除かれているものの、条件のない全ての電気通信サービスの提供というこの③というのは、やはり本来業務として捉えがたいものだと思っております。

一言、意見の表明ということで発言させていただきました。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。他に構成員の方の御発言、御希望いらっしゃいますか。もしなければ、J A I P Aから御発言御希望ということですが。

西村暢史構成員、どうぞ御発言ください。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。

本来的に、この本来業務の範囲の画定というのが非常に大事だということは、これまでの議論の中からも導かれることだと思いますので、このような整理というのがまずは重要かと思いました。

結論というのはなかなか申し上げにくいところではあるのですが、これにつながるような検討課題として、1点だけコメントさせていただければと思います。

今回、移動通信とそれからI S Pに関しては、恐らく最大公約数的にN T T東西は行わないという方向性だとは理解しているんですが、仮に今回、県域業務規制を見直す場合、県内、県間、これで分けていた現行N T T法の下での移動体あるいはI S Pの事業がどういうロジックでN T T東西はできないのかというような議論も、今後生じてくるかなと思っております。

そうした場合に、やはり本来業務の外という考え方であれば、そういうふうに行っていくことになりますけれども、公正競争に悪影響が生じるという観点に立って移動通信、I S Pを禁止するという場合、やはりそこでの市場といったものの考え方というのを明示しなければならないと同時に、本当に移動通信とI S Pに限った話なのかなど、少し論点整理と検討が必要になってくるのではないかなということをこの場で提起させていただければと思いました。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。構成員の方、他いらっしゃいますか。それでは、J A I P A、どうぞ御発言ください。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。

先ほどの相田構成員とお話ともつながるんですが、できれば、ぜひとも今本来業務についての棚卸しをやっていただきたい、現状の検証をやっていただきたいなと思います。

1つは、過疎地域でいまだにN T Tというか光ファイバが来てない、N G Nが来ていないエリアがいっぱいあるんですが、それが本当にできない理由は何なのかとい

ったことについて、誰も教えてくれないわけです。単に採算が合わないからということだけになっているんですけども、それがどのレベルでどれくらい採算が合わないのかといった具体的な検証がほぼされないまま置き去りにになっているのが相当地域あると。

それから、県間業務は本来違うんですけれども、本当に県間業務じゃないところもあるんですか。細かいことというか合理的な、行政区分というのは必ず地理的なものと一致してないので、合理的な理由があってやっているところもあるとは思んですけども、ならばそれはそれですまびらかにしていくなど、現状で本来業務であるべきところについての検証というか棚卸しというか、1回やっていただかないと、接続料の算定研究会の中でやはり不透明な部分がいっぱいあって、我々としては分からないというままで何年も来ていますので、ぜひとも、この本来業務について検証をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【山内主査】 ありがとうございました。

ちょっと時間の関係もありますので、次の論点、5ページ目、地域電気通信業務以外の業務について、この在り方について御意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。林構成員、どうぞ御発言ください。

【林構成員】 ありがとうございます。名古屋大学の林と申します。

この検討課題2の話は、先ほどの私が追加質問させていただいた際のN T Tの御回答とも関係するので、そこと合体させる形で質問させていただければと思うんですけども、先ほどN T T、それから事務局におかれまして、丁寧に御回答くださいました。ありがとうございました。おかげさまで大分クリアになりまして、N T Tの御主張というのが、自社都合の理由じゃなくてユーザーや社会にとってどういうメリットがあるのかという観点から、今回、御紹介いただいたので、おかげさまで大分目指される方向性のイメージはついたんですけども、そして、そこで紹介されている事例というのは社会的な有用性が極めて高いものですので、そこについては異存ないんですけども、私、前回、この地域電気通信業務以外の業務については、事後検証に移行すべきではないかということを上申しました。スライドにありますように、手続を簡素化して、原則自由に実施してもらった上で競争評価を実施すべきだと考えております。

ただ、資料5－2の先ほど御説明いただいた8ページのN T Tの2ポツ目で、事後的に市場の競争状況を検証すべきとされていることについて、ここも私は賛成なんですけれども、ただ、前提となる市場について、狭い意味での電気通信市場だけでなく、非

電気通信領域での市場も個別に市場画定して、併せて競争評価していくべきだと思っています。その点について、NTTに確認をさせていただきませんか。

と申しますのも、これまでも電気通信市場検証会議において通信市場から非通信市場への市場支配力のレバレッジあるいは拡大といったものを監視していくと、こういう視点から、非通信市場についても、市場を画定して、その都度競争評価していたと思います。この点、私の理解では、NTTは、競争評価というのはあくまで電気通信市場に限定すべきだという意見をこれまで表明されていたこともあったかと記憶しているんですけども、仮に今回のように規制の見直しあるいは緩和をした場合に、それはあくまで事後のしっかりとした検証、競争評価とのセットというのが前提ですので、ちょっと電気通信市場に限定してしまうと、その検証というのは片手落ちになってしまうというのを私は懸念しております。

ですので、「事後的に市場の競争状況を検証し」た市場というのは、どの範囲の市場を指すのかということについて、確認をさせていただければと思います。

以上です。すみません、資料5-2に戻ったような話になって恐縮ですが、取りあえず一旦そこで質問を切ります。

【山内主査】 ありがとうございます。NTT、いかがでしょうか。

【NTT】 ありがとうございます。NTTの城所でございます。

林構成員、御質問ありがとうございます。

御質問いただいたところでございます。基本的に公正競争というものを、まず一番しっかりした単位で見るということでいうと、当然電気通信市場についても絶対見なきゃいけないというのはもう大前提だと考えてございます。御質問をいただいた全くそれ以外、例えば先ほど弊社から御説明したような農業だとか一次産業みたいな、そういう領域の市場、それが電気通信と関係のないような業務での市場というところについて、これを全く見なくていいということはむしろ申し上げているのではなく、ここに記載のとおり事後的にちゃんとチェックする仕組みというのは、そういった市場であっても必要だと理解をしています。

ただ、これをどういう場で、どういう仕組みに基づいて、誰が検証するのかというのは、それは市場によって変わってくるものではあるかなと思っていまして、例えば一元的にどこかの機関で見るというのはなかなか難しいのではないかなと思いますので、そういったところも含めて、フィージビリティも含めながら事後的に検証する仕組みと

というのは別途考えていく必要があるかと思いますが、それは必要なプロセスと理解をしているところでございます。

以上でございます。

【林構成員】 分かりました、ありがとうございます。とにかく、誰が見るかはともかくとして、そういった事後のチェックの仕組みというのは必要だという御意見だと理解しました。

【N T T】 はい、そのとおりでございます。

【林構成員】 ありがとうございます。取りあえず、私、一旦質問を切ります。

【山内主査】 他に御発言御希望ありますでしょうか。第2のポイントです。地域電気通信業務以外の業務の在り方です。大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。

非常に保守的な発言になるかと思いますが、やはり本来業務に支障を与えないということは基本だと思いますし、また、公正競争に影響を与えないことの確認も必要ですので、2つのポイントを、これからも判断基準とすることは必要だと思っております。

ただ、確認の仕方については、ある程度簡素化できる部分もあるのではないかと考えておりまして、現在、事前届出の仕組みですので、それほどN T Tにとって御負担になっているということではないと思いますけれども、既存の業務の中で既に類型化できるようなものがあって、それらについては、事前手続の判断の仕方も含めて簡素化することは可能ではないかと思っております。前回も申し上げたとおりだったと思いますけれども、やはり完全に事後検証に委ねるというのは、かえって難しい面もあるのではないかなと思っております。先ほどN T Tから御説明のあった取り組みたい業務というのが、地域の要請であって、地域貢献、それから地域の振興につながるような業務ということですので、一旦ユーザーあるいは利用者との接点が拡大してしまいますと、簡単に撤退することはできないものですので、例えば事後検証で公正競争への影響があるとか、あるいは本来業務に支障が生じるのではないかという懸念が出たところで、なかなか市場からの退出を求めるとか、そういうことが難しくなって、何となく既成事実化していくということはやはり避ける必要があるのではないかと考えておりまして、完全に事後検証に委ねるという仕組みではなく、一部簡素化しつつ、本来業務への支障、それから公正競争への支障という2点に基づいて、N T T側に一定の説明責任があるような事前届

出を求めると。ただ、その確認の仕方についてはシンプルにしていくということは可能なのではないかと思っております。

私の意見、以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。林構成員、追加でどうぞお願いいたします。

【林構成員】 すみません。先ほど一旦切って大変失礼いたしました。

そこで、また資料5－3の論点なんですけれども、結論的に申しますと、私も、先ほどまさに大谷構成員がおっしゃったところと同じだと思っています。すなわち、この活用業務、地域電気通信業務以外の業務の在り方については、本来業務に支障がない限りというのは大前提だと思います。本来業務に支障のあるような業務というのは認められないというのは、NTTも自治体もよく御存じだと思います。そして、その公正競争に支障のない限りというのも、全く事前の段階でチェックが必要ないかということ、そうではなくて、6ページですか、この電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲であることというような大きくくいな縛りというのは必要だろうと思いますし、NTTも、そういう電気通信市場の公正な競争の確保に支障のあるような事業を設定して、それをサービスインするということは念頭に置かれてないんだろうと思います。

ただ、要件2というのは非常に広い範囲なので、まさに解釈、評価が必要な範囲です。そのため、それをあらかじめ、今のようなステップ2の個別の評価項目でぎりぎりやるということになりますと、サービスインが遅れたり、あるいは萎縮効果が働いたり、あるいはこれ以外の評価項目が漏れたりとか、この①から⑦までに書いてあるような、今の個別の評価というのはできる限り簡素化して、それも含めて、事後的に、例えば市場検証会議あるいはその他の検証の場で包括的に検証し、都度都度にモニタリングしていくということが、かえって効率的なのではないかなと思います。バランスの取れた考え方でやるということが重要なのかなと思っています。そういう意味では、補足ですけれども、先ほど大谷構成員がおっしゃったところと、私自身はそれほど大きく違わないと思っています。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。

ちょっと時間の関係がありますので、この辺で次の議題に進ませていただこうと思いますが、今頂きました意見については、事務局でおまとめいただければと思います。

それでは、本日の議題として、NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方について

での検討課題というのがございます。それでは、資料５－４について、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。

資料５－４に基づきまして、本日の議題であるＮＴＴ東西のアクセス部門の運営主体の在り方に関する検討課題について御説明を申し上げます。

１枚おめくりいただきまして、こちらは検討課題でございます。

上の枠に関しましては、第３回の会合でお示ししたものと同様でございまして、線路敷設基盤やその上に設置される電気通信設備の維持・管理、高度化に対して、以下の図でお示ししておりますところの選択肢、これが最も資するのはどれかということでございます。

前回ですと、３つ、①、③、④のみをお示ししていたところでございますけれども、相田構成員の御指摘を踏まえて②を追加させていただいております。計４つの選択肢をお示ししているところでございます。

①が、ＮＴＴ東西が今後も引き続き運営していくと。②が、グループ内で分社化する。③、④に関してはグループ外に分離するところで、違いといたしましては、分離した後に国有化するのか民間の出資の会社とするのかというところの違いでございます。

これに関しまして、前回検討の視点として６つの観点をお示したところでございます。通信政策として確保すべき事項として、第一次答申で頂戴しておりました４つの観点、プラス定量的なものとして５番目、６番目というものをお示したところでございます。特にこの５番目、６番目に関して、ＮＴＴの試算を含めて、定量的により分析が必要であろうというところで、本日、最後に非公開で御議論をいただく予定でございます。

こちらに関しまして、事前にオブザーバーも含めて事業者の皆様から御回答を頂戴しておりますので、次ページ以降で簡単に御紹介を申し上げたいと思います。

おめくりいただいて、まず３ページ目、検討の視点１つ目、ユニバーサルサービスの確保についてでございます。こちらに関しましては、まず、ＮＴＴから、アクセス分離を行うことは設備のさらなる効率化やコスト削減が進まなくなるといったことですか間接コストが発生すると、こういった観点から低廉なユニバーサルサービスの確保に支障を来すことから実施すべきでないという御意見でございます。

同様の御意見が、次のページのテレサ協のところでございまして、コスト削減インセ

ンティブを持たせられないような経営形態になった場合に負担金のことが懸念されるという御意見でございます。

戻りまして、その他、KDDI、楽天モバイル、JAIPAからは、アクセス分離の経営形態に関わらず、実際に線路敷設基盤や電気通信設備を保有している会社に役務の提供責務を課さなければユニバーサルサービスの確保が困難になるといった御意見が多くございます。

次に、検討の視点の2つ目、公正競争の確保に関してでございます。これについては、設備競争とサービス競争の2つに区分して御意見を頂戴しているところでございます。

これについて、問い立てとしては、5ページ目の上のところでございますとおり、設備の高度化や品質維持・向上のための設備投資や効率化に課題が生じないかといった観点ですとか、設備独占のおそれの高まりにより、設備競争のどのような点が阻害されるようなことになろうかということで御質問をしたところでございます。

これに関して、この5ページ目のNTTの方でございますけれども、投資インセンティブが働かなくなって設備構築や拡大が停滞するおそれがあるとともに、ネットワークの高度化が停滞するといった観点から、アクセス分離に関しては設備の高度化ですとか品質維持・向上、コスト効率が確保されなくなるため行うべきではないという御意見で、最後のところでまとめでございますけれども、ネットワークの高度化やコスト効率化に向けた設備競争が後退するおそれということで御回答を頂戴しているところでございます。

次のページが、その他の事業者でございまして、おおむね皆様、設備競争が後退するという観点については一致をしているかなと承知をしております。特に、設備投資・更改に係る原資の不足ですとかインセンティブがなくなるといった観点から、設備投資やコスト効率化が停滞することによって、ひいては独占が高まって設備競争が後退してしまうという御意見で、おおむね皆様同様かと承知をしております。

次に、サービス競争の部分でございます。これに関しては、まず、このページ、NTTでございますけれども、アクセス部門の資本分離はしなくても、現行の電気通信事業法等で公平性の担保、同等性の確保については確立済みであって、アクセス分離の経営形態によって同等性の確保に変わりはないということが1ポツ目のところでございます。また、下の真ん中の方でございますけれども、こちらもアクセス部門の資本分離を行わなくても、NTTドコモの統合禁止やISP事業への進出禁止、これについて法定

することによって、業務範囲規制の緩和がサービス競争等に大きな影響を与えることはないという御意見でございます。

次のページからが、NTT以外の事業者の御意見でございまして、これに関しましては、アクセス部分の分離によって線路敷設基盤ですとかボトルネック設備の利用の同等性、公平性が一層徹底されることになることから、サービス競争における公正競争の確保には資するのではないかという御意見が大宗を占めるものと承知をしております。

他方で、業務範囲規制の緩和につきましては、やはりNTTの顧客基盤ですとかブランド力、そういったことから業務範囲規制は緩和すべきではないという御意見が多く見受けられるところでございます。

次に、検討の視点の3つ目、国際競争力の確保についてでございます。

こちらに関しては、NTTからは、設備のさらなる効率化やコスト削減が進まなくなるといった観点から、インフラの発展が停滞してしまうことによって、ひいては我が国全体の国際競争力が低下するおそれがあるという旨の御回答を頂戴しているところでございます。

他の事業者の方々に関しては、国際競争力に直接つながらないのではないかという御意見も多くはございまして、ただ、やはり国際競争力に関しては競争の促進によって図られるという観点から、設備競争等がより国際競争力の強化に資するのではないかという意見でございます。

次に、検討の視点の4つ目、経済安全保障の確保についてでございます。

これに関して、まず、NTTからは、望ましくない投資家から資本参加のリスクを防ぐという観点に鑑みれば、分離・国有化することが最もリスク対策になる面もあろうかということでございますけれども、ただ、経済安全保障の観点の1点で優れていることのみをもってアクセス部門の分離を行うべきではないという御意見でございます。

これに関して、こちらの他の競争事業者の御意見でございますけれども、分離形態に直接的な関係はないですとか、やはりアクセス部門の経営形態に関わらず、線路敷設基盤を持っている者に対する規制はかけるべきというような御意見が多いと承知をしております。特別な資産の保護という観点からは一致をしているのかなと見受けられているところでございまして、そういった観点から、経済安全保障を確保するための規律に関しては、必要なものは課すべきであるという御意見が多くあろうかと考えてございます。

最後は、定量的な部分で5番目と6番目でございます。

まず、分離に伴うコストに関してでございます。詳細に関しては、非公開の場でNTTから御発表いただく予定でございますけれども、定性的なところで御回答いただいているところでございます。

まず、その分離に要する費用に関しては、持株と東西に再編されたときですとか機能分離、こういったときの実績を踏まえまして、実際の居室の分離の対応ですとか看板のかけかえといったような費用等を想定されております。また、ランニングコストに関しましては、やはり間接部門の重複によってコスト増になることを想定されていらっしゃるということでございます。次に、分離に要する期間に関しては、1999年の再編時を踏まえれば、法案の成立時点から2年かかったということで、同程度の期間が必要ではないかという御意見でございます。

他の事業者に関しましては、やはりNTT東西に試算を求めることが必要であるといった御意見が多くございます。

最後、6つ目、既存株主への影響についてでございます。

これに関しても、このページで、まずNTTの御意見でございますけれども、株主利益への十分な配慮が必要であるといったところで、仮にアクセス部門の分離を行う場合では、株式価値が毀損されて株主利益への大きな影響が生じる可能性があるのではないかという御意見でございます。

ほかの事業者に関しましても、やはり試算の結果を踏まえてというところもありますし、一概になかなか評価をできないので、他の要素も含めて、全体的に検証が必要ではないかという御意見が多くあろうかと考えてございます。

雑駁ではございますが、主に検討の視点について、各事業者様から頂いた御意見等について御紹介を差し上げたところでございます。

【山内主査】 ありがとうございます。このアクセス部門の運営主体の件に関しまして、ヒアリングを行いたいと思います。

本日のヒアリングについて、資料5-5に基づき事務局に御説明をお願いいたします。

【事務局（榎）】 続きまして、事務局でございます。

資料5-5で、おめくりいただきまして、本日のヒアリングにつきましては、NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方について、以下の3者からヒアリングを実施したいと考えてございます。

まず株式会社STNet、次にJCOM株式会社、最後にアルテリア・ネットワーク株式会社から、STNetとJCOMについては10分ずつ、アルテリアに関しては5分という形でご発表をお願いできればと存じます。また、最後に、日本電信電話株式会社からは非公開の場でヒアリングを行いたいと考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、御説明ありましたとおり、日本電信電話株式会社の発表及びそれに関する意見交換については、機微情報も含むということでございまして、本日の最後に非公開で行いたいと思います。

では、時間も限られておりますので、3社続けてプレゼンということにしたいと思えます。そして、後ほどまとめて質疑、意見交換をしたいと思えます。

プレゼン時間ですけれども、STNet及びJCOMは10分程度、それからアルテリアについては5分程度でお願いしたいと思えます。

それでは、まず、株式会社STNetより御説明お願いいたします。

【STNet】 STNetの荒木でございます。

今回は、公正競争ワーキンググループ側でも、こうしたプレゼンテーションの機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、主に設備競争の維持の面に注目して、いくつか発言をさせていただきたいと思えます。

早速ですが、始めさせていただきます。

目次は飛ばさせていただきます、当社の概要でございますけれども、ごく簡単に御紹介いたします。

当社は、四国で個人向けや法人向けの通信事業を行っております。

次のページにまいりまして、四国では、全ての自治体でFTTHの提供が行われております。このうち人口の多いエリア、この図では紫色で載っている部分でございますけれども、ここでは、弊社とNTT西日本の設備が重複しております。

次のページでございます。

当社のFTTHサービスを提供するための設備は、大別いたしまして、当社が自ら敷設するケース、地元のケーブルテレビなどが敷設した光ファイバを賃借するケース、地元自治体が敷設した光ファイバを賃借するケースの3つのパターンがございます。

ここまでが概要の説明でございます、次のページにまいります。

今回、公正競争の確保について意見を述べさせていただくに当たりまして、別途、検討されているユニバーサルサービスの在り方の関係について、最初に触れたいと思います。

公正競争のうち、通信サービスを提供する上で設備は必要不可欠なものです。全国で見ると、必要な設備量に比べて、ユーザー数が少ない、いわゆる不採算エリアが発生しますが、一方で、国民生活に不可欠な電気通信サービスは、全国広くあまねく提供する必要があります。これまで、不採算エリアでの設備費用は、補助金、ユニバーサルサービス制度の交付金、設備事業者の内部補助で主として賄われてきましたが、内部補助は本来望ましいものではなく、かつ主として地方圏で設備競争をしている競争事業者に大きな脅威となります。補助金と交付金については、設備事業者が自らの判断によって速やかに整備できるという点では交付金により望ましいものと考えます。

一方で、ユニバーサルサービス制度の設計次第では、かえって設備競争に悪い影響が出るおそれがあります。例えば、一例でございますけれども、ユニバーサルサービス制度の対象事業者を地方の中小事業者まで安易に広げて、需要の少ないエリアで追加の設備投資を事実上義務付けるような制度になったりいたしますと、規模が小さく経営体力の弱い中小事業者はそうした負担に耐えられず、事業エリアの縮小や退出が進むことになり、設備競争自体が消失しかねません。したがって、設備競争に過度に負担をかけない範囲で制度を設定していただきたいと考えております。

次に、NTT東西のアクセス分離についての意見でございます。

当社は、NTT東西が持つアクセス部門を分離する案には反対いたします。いわゆるアクセス部門の分離案は、NTT東西の設備部門を利用部門から遮断する体制にすることで、NTT東西の利用部分を含めて、利用者間の公平な利用条件をより担保する趣旨と理解しています。しかしながら、現行制度においても、公平な利用条件は十分担保されていると考えております。アクセス部門においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続料金などの接続条件を定めた接続約款の認可制がありまして、さらに独禁法の観点でもチェックが行われております。光ファイバの利用料金も、毎年実績を反映しつつ実績原価ベースで設定され、かつ、公平な条件で貸し出す制度になっております。また、NTT東西や電力系事業者の保有する線路敷設基盤等については、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン等に基づきまして、利用が可能になっております。大規模な設備事業である電気通信事業においては、規模の

メリットを通じた自然独占へと動きやすいため、設備競争を維持・促進するルールや制度が必要だと考えております。回線シェアが圧倒的なガリバーであるNTT東西のアクセス部門の分離案は、国有化などによりまして利用する利用料金の引下げにもつながりますし、ひいては設備事業者の体質によって設備競争が消失しかねません。資本分離などの場合においても、中長期的に利益を最大化するために、圧倒的規模の大きさを活かした低料金設定を行い、設備競争を有利に進めた上で、最終的に設備競争事業者が退出せざるを得なくして独占状態をつくるといった事態も懸念はあります。

次のページにまいりまして、仮に設備事業者の退出によって設備競争が行われなくなれば、投資インセンティブが低下して、ネットワークの高度化や信頼性確保のための投資が減少したり、新しい利用者ニーズへの対応が遅れがちになる、あるいは料金が高止まりすることによって、中長期的には国民にとって不利益が生じるおそれがあります。

一方で、アクセス分離の主張の中では、モバイル事業のボトルネックである基地局回線利用への影響を懸念されているとも伺っておりますけども、現在もこうした基地局向け回線は地域事業者も提供しておりまして、モバイル事業者は、両者から適切な方法を選択されています。モバイル事業者にとっても、設備を選択できる状況、つまり、設備競争が確保されている状況を維持することが重要だと考えます。

最後に、NTT東西の統合に関する意見でございます。NTT東西は、地域事業者に比べ規模が圧倒的に大きく、ユーザーからの認知度、信頼度の高さ、大きな調達量を生かした調達コストの低さ、これまで蓄えた設備や資金を活かした資金コストの安さといった強みは極めて大きいと考えます。したがって、設備競争事業者が相対的に少ない東日本を地盤とするNTT東日本とNTT西日本を統合することで、これらの強みをさらに拡大させる方向につながるということは、西日本を中心とする設備競争事業者との格差をさらに広げ、ひいては設備競争を衰退させることになることから反対いたします。

なお、アクセス設備などの利用料金については、健全な設備競争を維持する観点から、NTT東西のそれぞれの事業区域内においても、設備形成コストをより適切に反映した料金設定、例えば大都市圏と地方圏に分けるなどのやり方も必要だと考えております。

次のページは、参考資料でございますので、御説明は省略をさせていただきます。

弊社の本日のプレゼンは以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、次のJCOM株式会社からプレゼンをお願いしたいと思います。よろしく

お願いいたします。

【JCOM】 JCOMの田口でございます。では、よろしくお願いいたします。

本日は、こういう機会をいただきまして、ありがとうございます。それでは、プレゼンを始めさせていただきたいと思います。

めくっていただきまして、2ページでございますけれども、当社概要ですが、皆様よく御承知のとおり、当社は日本最大のケーブルテレビ事業者ですが、重要なポイントは、加入者様へアクセス網、ラストワンマイルを自ら設備設置してサービスを提供しているということが特徴ではないかなというふうに考えているところでございます。

次のページにいただいていただきまして、僭越ではございますけれども、日本の電気通信事業の設備競争と競争政策ということについて一言申し述べたいと思います。

次のページをお願いいたします。

日本の電気通信政策というのは、ここにもありますけれども、設備競争をベースとしているということで、現在もこの状況は変わっていないと認識をしております。下の図にございますけれども、線路敷設基盤の上にアクセス網等の設備、この部分での競争があり、その上にサービス競争が成立しているということでございまして、私どもを含むケーブルテレビ事業者は、NTT東西等が所有する線路敷設基盤を用いて設備競争をしてきたわけでございますし、また、設備競争を牽引してきたと自負しているところでございます。したがって、こういった設備競争を推進するという意味で、特別な資産を受け継ぐNTT東西等に関しては構造規制が課されていると理解しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

設備競争の効果ということでございますけれども、やはり自らインフラを設置しているということによりまして、事業者の開発自由度というものが増しますので、技術開発とかサービスの高度化が図られてきたのではないかなと考えているところでございます。左側は回線シェア、それから右側にネットワークサービスの高度化というものを示しておりますけれども、例えば弊社のことで恐縮ではございますけれども、私どもは2007年に、ケーブルテレビインターネットの世界標準規格、DOCSISと呼ばれておりますけれども、こちらを用いまして、当時国内ですとNTTの100Mbpsというのが最速だったと記憶しておりますが、160Mbpsというサービスを実現しまして、これは国内のみならず世界で最速の商用インターネットサービスを提供できたと、こういったものが、

1つ、設備競争の効果として挙げられるのではないかなと考えております。

次のページをお願いいたします。

このような公正な競争を担保するために、行為規制と構造規制というものがあるということで、これまで御議論もされているところでございますけれども、本日はこの行為規制の中の一番下に記載させていただいておりますけれども、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン、こちらに関しまして、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。この部分につきましては、前回、通信政策特別委員会の方で、10月になりますけれども、弊社社長からも述べさせていただいたものを、いささか詳しく述べさせていただくということになろうかと思います。

次のページ、8ページまでいっていただきまして、こちらがガイドラインの内容ということで、こちらは構成員の方もよく御存じのとおりだと思いますけれども、この中で電柱利用というものにつきまして、私ども現場の実態ということを少し詳細に説明させていただければと考えております。

次のページをお願いいたします。いささか細かいお話になって恐縮ではございますけれども、私どもがN T T東西の電柱を利用してサービスを提供するまでの課題について説明したいと思っております。一番下に記載しておりますけれどもN T T東西が光ファイバを敷設してサービス提供という時間軸がありますけれども、私どもはそれを利用させていただくということで、こういった設計からサービス提供までの段階を組むわけですが、いくつか課題がございます。一つ一つ御説明させていただきますけれども、1つは建設中の電柱に関しましてN T Tへの申請ができないというのが課題の1つ目でございます。それから、電柱が建った後でございますけれども、これはN T Tのシステムに反映されない限りは申請もできないということ、これが課題の2つ目でございます。3つ目といたしましては、申請を行うわけですが、条件が満たされないということで承諾されないというところがございますけれども、このときの課題でございます。それから4つ目といたしまして、強度が不足しているということで電柱の建て替えをお願いするというのがございますけれども、こちらで対応していただけないということがもう一つでございます。

次のページで詳細を申し述べます。

こちらでは、同じように電柱を利用させていただいている電力事業者との比較ということで示させていただいております。建設中の電柱でございますけれども、こちらでの

利用申請が、電力事業者の場合は、一部の電力会社でございますけれども、相談をさせていただくと可ということでございますが、NTTは原則不可となっております。

それから、建設済み電柱への利用申請でございますけれども、NTTの場合は、建設済みであっても利用申請というものがウェブシステムに反映されるまでに時間がかかるケースがございます。一方、電力事業者の場合ですと、NTTに比べると非常にスピーディーな申請が可能ということで、我々の時間の短縮になっているところでございます。

課題の3つ目、これは両者共通するところではございますけれども、承諾されないという傾向についてです。特にNTTの場合は、電力柱に比べて不承諾率が高いという傾向があることと、2022年度以降でございますけれども、不承諾の率が増加していると考えております。この場合の不承諾の理由というのは、大半は強度不足ということでございまして、強度不足に関しましては、私どもも理解はするものではございますけれども、ただ、算出根拠であるとか、どの程度不足しているかということを私どもは開示されませんので、再設計する場合の目安がつかないという課題がございます。そういった中で再申請をさせていただくことになりますので、非効率かつサービスに時間がかかるという問題がございます。不承諾率、これは1次の不承諾率、最初に申請したときの承諾率でございますが、構成員の皆様だけということでこのような数字になっているというところでございます。

それから、課題の④ということで、私どもが費用を負担するので電柱の建て替えをしていただけないでしょうかとお願いするケースもございますけれども、電力事業者の場合ですと、一部の電力会社では可能となっておりますが、NTTはこういうケースは認められないということで、事実上その電柱を利用することはできない、そのルートを利用できないことになっているところでございます。

次のページ、構成員の皆様限りということで、実際の、私どもの技術拠点ごとの不承諾率について記載していて、御参考ということでございます。

要望事項ということになりますけれども、次のページでございますけれども、ガイドラインで定められている設備提供の原則にのっとりまして提供をお願いしているところでございますけれども、現状の行為規制においても、NTT東西の対応が必ずしも十分ではないのではないかと考えているところでございます。御承知のとおり、アクセス回線の敷設に電柱利用というのは不可欠でございますので、提供原則の透明性を高めて

いただきたい。不承諾時の強度不足というものであるとか、必要な利用条件といったものを明示していただければありがたいと考えているところでございます。

また、申請のタイミングでございますけれども、先ほど申し上げましたように、NTTのシステムに反映されるまでの時間によってサービスインのタイミングが変わってきますので、結果的にNTT東西よりも遅いサービスインということになってまいります。この申請が可能なタイミングを電力事業者同様に高めていただきたい、早めていただきたいということでございます。

次が、構造規制でございます。

次のページに行ってくださいまして、これは繰り返すではございますけれども、線路敷設基盤が、我々設備競争ベースの中では非常に重要な役割を担っている位置付けであると考えているところでございます。こういう中で、NTT東西と他の事業者、NTTグループの一体化というものが発生いたしますと、不透明な取引が発生するおそれがあるのではないかと考えているところでございます。したがって、当社としては、NTT法による構造規制は堅持されるべきと考えてございます。

次のページをお願いいたします。

NTTの再編に関しましては、NTT法で禁止されていないとは言え、NTT再編時の目的・精神を無視したグループの再編が、実質的に崩壊的に行われているのではないかと考えているところでございまして、やはり、こういったものを防ぐという意味では、NTT法による明文化が望ましいと考えているところでございます。

次のページでございますけれども、こちらは、先ほど申し上げました、弊社が10月にプレゼンをさせていただいたときの資料でございますけれども、私どもは通信放送サービスのほかに、地域に根差した、例えばコミュニティチャンネルであるとか、防災防犯であるとか、そういった活動をさせていただいております。現状、競争の中でこういったものを行っておりますけれども、次のページに行ってくださいまして、例えばNTTが一体化されて現状よりも競争の環境というのが非常に厳しくなると、不公正な競争となった場合には、こういった地域活動ができなくなるおそれを、懸念を抱いているところでございます。これは、JCOMだけではなくて、全てのケーブルテレビ事業者に共通する問題ではないかなと考えております。

次のページをお願いいたします。

最後、まとめではございますけれども、私どもは、従来の競争政策というのが非常に

有効に機能しているということ、それから、アクセス網の健全な競争が実現していると考えているところでございます。

その中で、やはりアクセス網の建設に必要な電柱等の利用というのは不可欠でございますので、提供条件の透明性を高めていただきたいということが1つでございます。また、運用の差というものを改善していただきたいということでございます。

そしてもう一つが、線路敷設基盤の重要性は変わらないということに基づくのであれば、N T Tの構造規制が保たれるべきであると考えておりまして、したがって、N T T法は堅持されるべきであると考えておりますし、また、なし崩しの再編を防止するための規則ということをもN T T法に明記いただきたいということを要望させていただきます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、アルテリア・ネットワークス株式会社からのプレゼンに移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【アルテリア・ネットワークス】 ありがとうございます。アルテリア・ネットワークス、菊地でございます。よろしくお願いいたします。本ワーキンググループでのこういった機会をいただきまして、ありがとうございます。

次のページをお願いいたします。

我々、なかなか知名度がないんですけれども、1997年からサービス提供をしてございまして、右側の上のところに書いてありますとおり、法人向けのインターネット接続サービス、それからマンション向けのインターネット接続サービスは関連会社を通じてシェアナンバーワンというポジションにございます。そのほか、自前の光ファイバを使いまして、専用線ですとかV P Nのサービスを提供している、そういう通信事業者でございます。

その中でも、インターネット接続サービス、法人向け、マンション向け双方なんですけれども、我々、多くのI S P事業者、左側の絵にありますようにスプリッターをかました形でベストエフォートのサービスというのが多いわけなんです。我々は、各お客様に対して、占有型の光ファイバを使うことによって品質の高いサービスを提供しているということで御好評をいただいているところでございます。

本ワーキンググループにおかれまして、3回目だったかと思いますが、林構成員か

らありましたけれども、サービス競争、それと設備競争というのは不可分であって、我々もこういったものを身をもって体感しているところがございますので、今後も可能な限り積極的に設備増強・更改、こういったことをやっていきたいと考えております。

次のページをお願いします。

一方で、今直近、JCOMもそうですし、これまでも既に多くの通信事業者からありましたとおり、NTT東西、局舎・とう道・管路・電柱といった線路敷設基盤、これを持っておりまして、これが公社から継承されたということが1点。それからもう一つが、同じものをもう一度構築しようとする、非常に大きな投資、許認可、リードタイムということがあって、ほぼほぼ不可能であるといった、特別性を持った設備を持っていると考えるべきです。すなわち、これをもって競争優位性の面においても、競合他社、我々も含めて競合他社が持ち得ないような競争優位性を持っているということで、言葉がきついかもしれませんけれども、公正競争がゆがめられているのではないかと考えている次第です。

次のページをお願いいたします。

これを回避するために、アクセス部門に関しては資本分離が必要であると私どもでは考えております。こういった強制力がないと、なかなか内外から見て本当の意味での公正競争が成り立たないと考えております。

まず、その理由の1点目、情報の透明性の確保ということで、現在においても、その線路敷設基盤、利用状況、空き状況というのは、A B C Dといったランキングなどで、比較的定性的ではあるんですけど、情報は公開されております。そうなんです、実際に利用させていただこうと思うと、何本空いているのか、何平米空いているのか、電力量をどのくらい空いているのか、こういった非常に細かい情報が必要だというのが事実です。特に、光ファイバにおいては、技術的なスペックによってできること、できないことが変わってきますので、こういった情報の透明性を確保していただきたい。

それから、どうしてもNTTグループの名前が付いていますと、それ以外の他の事業者向けの対応の優先度、本当に公平性が担保されているのかという懸念が生じてしまいます。我々においても、納期の問題であるとか対応可否の問題であるとか、その辺のところに対する懸念は100%拭えているものではありません。

それから3番目、これは外部から見たときの視点です。やはりNTTという看板がかかっていることによって、機器、あるいは工事、こういったものの価格であるとか納期

であるとか支払条件、本当に100%イコールコンディションで競争できているのかというのは、若干疑わしいところがあるのではないかと考えています。

以降のページは参考なんですけれども、具体例があった方が分かりやすいということで付け加えております。直近、JCOMからもありましたけれども、開通納期の問題です。NTT東西が直接提供されているフレッツの場合は1か月程度で開通するのに対し、我々がサービス提供するに当たってダークファイバーを借りようとする3か月程度を有してしまうということで、納期の問題があります。

次のページをお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、私どもマンションISPとして一定程度のシェアを持っています。新築マンションというのは、実際に契約いただくのが二、三年前、実際に住人の方が入居する二、三年前に契約があるんですけれども、マンションの躯体の完成、これを見ないと、NTT東西の光ファイバというのが引き込まれないというのがあって、入居時に開通が間に合わないということでクレームになることが多分にあります。もし、我々の方で管路ですとか電柱ですとか、自由に利用できるということであれば、私ども自身で近隣点まで光ファイバを敷設することによって、直近、お客様が入居するところまでには確実に間に合わせるような、そういったことが可能になるのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。

それから、この辺はあまりこれまで出てこなかったんですけれども、障害が発生したときの別芯線への迂回です。何らかの形で現用のサービス提供の芯線、これに障害が起きたときに、現状ですと、別の芯線に振り替えてくれないかということでNTT東西にお願いをしたとしても、結構時間がかかってしまうところです。これに対して、同じく管路・電柱、これを貸していただいて、我々自身が敷設した光ファイバであれば、我々自身の責任と権限において他の芯線に振り替えるといった措置で、短時間に障害復旧可能になると。こういった保守運用の面においても、非常に公正競争的にもいいポイントが生まれるのではないかとというのが私どもの意見です。

ですので、最終的には資本分離を行うことによって、イコールコンディション、公正競争というのを担保していただければというのが私どもの考えでございます。

以上です。ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。それでは、今3つの事業者からプレゼン

をいただきましたが、これに関する質疑応答に移りたいと思います。本日御出席の構成員の皆様から、御質問あるいは御意見をいただき、ある程度の質問等をいただきましたら、本日プレゼンをいただいた皆様からまとめて回答いただく形で進めたいと思います。

それでは、質問等ありましたら御発言をお願いいたします。どなたかいらっしゃいますか。

かなり具体的なお話を伺えたと思っておりますが、それでは、相田構成員、どうぞ御発言ください。

【相田構成員】 相田でございます。

質問という言い方でしますと、資料5－4、事務局資料の16ページのところでもって、アクセス部門を分離する場合に、やはりそのイニシャルコストとして、システム改修が必要になるということがあるんですけども、本日のJCOM、あるいはアルテリア・ネットワークスとのプレゼンの関係でもって、本当に同じ条件で他の事業者が使えているのかというのが気になるところで、NTTの利用部門であれば、設備部門と共通のシステムを使っていて簡単にオーダーが入るとか、あるいは空き状況が直接見れるけれども他事業者の場合だと別システムを必ず関与してオーダーを入れなきゃいけないとか、先ほどA B C Dというラフなランクでしか空き状況が分からないのではないかという懸念を何となくみんな持っているわけですけども、そこら辺、システム分離が必要だということとの関係で、業務フローがNTTの利用部門と他事業者との間でもって本当に同じなのかどうかということについてお伺いさせていただければと思います。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。他に御質問等ございますか。コメントということで、林構成員、どうぞ。

【林構成員】 ありがとうございます。

1点、コメントがございます。アクセス分離に対する立場というのは、各社様、先ほどプレゼンしたところでは一様ではなかったということでしたけれども、ただ、いずれにしても、通信事業における設備競争の重要性を指摘する声としては一致していたように思いますし、そこは私も全く同感でございます。この点に関して、JCOMの資料でしたか、15ページ、17ページの方で、NTT法の維持の必要性について書かれています。本ワーキンググループでは、中身の議論を優先することにして、NTT法を維持すべきかどうかといった法律の選択論の議論はしないということだったかと理解しています

けれども、ただ、論点が一巡した段階で、こういった規律は電気通信事業法に統合することができて、こういった規律はNTT法でなければならないかといった、こういう法律論のメリット・デメリットの議論というのは、夏までにどこかでやらないといけないのかなと思います。これは親会になるのかもしれませんが、今回それに当たっての有用な視点は、JCOMの最後のプレゼンでいただいたのかなと思いますけれども、いずれにしても、要望として、その辺りの議論もいずれやる必要があるということを事務局に要望したいと思います。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。西村真由美構成員ですか、どうぞ。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。

JCOMに質問なのですが、電柱のお話で例示されていたところで、NTTが持っている電柱と電力会社の電柱によって、いろいろ状況が異なるという御説明をされていましたが、その辺りの差異は何が要因と考えておられるのかということと、NTTの電柱に対しては、どちらかというガイドラインをもうちょっと遵守してほしいという御要望のように思ったんですが、そういう理解でよろしいかという御質問です。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。

それでは、時間の関係もございますので、この辺で事業者の方から御回答いただいて、不足分については、また事務局へメールでいただくということにしたいと思います。

それでは、事業者にお願いしたいと思います。主にJCOMの質問が多かったですか。お答えいただければと思います。

【JCOM】 JCOMでございます。御質問ありがとうございます。

相田構成員からと、それから西村構成員から御質問いただいた件に関してでございますけれども、まず、電柱の利用ということに関しましては、今掲示をさせていただいておりますけれども、私どもNTTのウェブシステムに電柱システムの申請をさせていただいておりますので、特段この部分でシステム上何か違いがあるかどうかというのは、NTT内部の申請がどうなっているかはあるのかないのかも分かりませんので、その差異ということについては、ちょっと存じ上げない部分でございます。

一方、先ほど申し上げましたように、やはりシステム申請を行うまでの期間が非常に

長いということが競争事業者という意味での我々は困っているところでございますので、この部分について改善をいただきたいなと考えているところでございます。

また、もう1点、西村構成員から御質問いただいた件でございますけれども、NTTも、おそらく透明性ということに関しましては、ガイドラインに従ってやっっているところではございますけれども、ただ、透明度と申しましょうか、どういう基準で不承諾になるのかということがいま一つ分からないということでございます。ここについては、実は電力事業者も同様ではあるんですけれども、電力事業者の場合には、その不承諾率が非常に低いということもございまして、実態としてNTTの方が、この部分について透明性を高めていただくということの我々としての必要度と申しますか、緊急度と申しますか、そちらが高いということでございます。

以上でございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。時間の関係もございまして、このくらいにしたいと思いますが、本日プレゼンをいただきました3者に対しまして感謝申し上げます。

それから、先ほど申し上げましたが、追加の質問、御意見等は別途事務局宛てメールでお願いしたいと思います。

それでは、本日の検討課題に関する意見交換に移りたいと思います。

先ほどの検討の視点1から4までについて、意見交換したいと思います。資料5-4を事務局から御説明いただきました。また、オブザーバの皆様からいただいた検討課題の回答に関する質問等も含めまして御議論いただきたいと思います。いかがでございましょう。どなたか、視点の1から4、その辺についてお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。1がユニバの確保で、2が公正競争の確保、それから3が国際競争力の確保、それから4は経済安全保障というところですが、いかがでしょう。特にいらっしゃいませんか。

それでは、この件に関しまして、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、日本電信電話株式会社からの御発表とそれに対する質疑というのを次に予定しています。これは非公開ということで行いたいと思いますが、それとの関係で何かありましたら、後ほど御発言いただくことにしたいと思います。特によろしいですか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。ちょっとオブザーバの立場として1点、発言させていただいてよろしいでしょうか。

【山内主査】 どうぞ、御発言ください。

【ソフトバンク】 すいません、ありがとうございます。

アクセス分離の件についてです。設備競争等の観点で、どちらかというとな否定的な意見が多かったということは理解はしているんですけども、当社としては、やはりアクセス部門の分離というのは、ユニバーサルサービスや公正競争の確保の観点で根本的な解決に資する案の1つと考えています。一方で、分離に伴う各種懸念として挙げられた見解、費用や時間を要するといったことについては、そのような面も十分あり得て、考慮が必要ということも理解しております。

ただ、そのような中でもアクセス部門の分離の議論というのが繰り返しなされるのは、やはり現行の体制、すなわちNTT持株傘下のNTT東西が内部でアクセス部門を抱えていることによって、ユニバーサルサービスであるとか公正競争の確保というのが、しっかりとなされているのかという懸念が完全に払拭できない状況であるためではないかと考えております。

したがって、今回、仮にアクセス部門を分離しないという前提で政策検討するという事になった場合においても、我々としては、NTTの組織の在り方を定める構造規制というのは不可欠であり、行為規制と併せて、ユニバーサルサービスや公正競争の確保等に必要な規律を確実に課すべく御検討いただきたいと考えております。

すみません、以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。オブザーバの御意見として伺いたいと思います。そのほか、いかがですか。KDDI、どうぞ。

【KDDI】 KDDIの山本です。ありがとうございます。

今、ソフトバンクからコメントいただいたことと根本的には同じ考え方でございます。ただ、若干、アクセス部門の分離について賛成かどうかという表面的な議論ではなくて、我々が申し上げたかったのは、特別な資産である線路敷設基盤が、公正競争だけではなくて、ユニバ、安全保障においても非常に大事であるということ、それからそれは国の関与が必要であるということ、それに対する規律がしっかり必要であると、これを繰り返し申し上げてきたわけでございます。

NTTの御主張の中に、純粋な民間会社になりたいとか、NTT法は廃止してほしいとかいうメッセージが、もし線路敷設基盤を、アクセス回線を、もう手放すから、だから普通の会社になりたいんだということであれば、その主張は分からないわけではない

のですけれども、NTT東西はそういうことはおっしゃらないと。アクセス回線のインフラというのはしっかりと持っていたいと。けれども、NTT法は廃止する、これはちょっとおかしいのではないか。

我々が申し上げたいのは、このアクセス回線に対する特別な規律というのは、今NTT法で担保されているわけでございますので、これをしっかりNTTが持ち続ける以上は、アクセス部門を分離しないということであれば、NTT法による国による規律、これはしっかり統一されるべきだと、そういう考えを私どもは持っております、それを踏まえてこの一問一答的に視点がいくつか分かれておりますけれども、各論的に聞かれたことに対しては答えているということでございます。

当社としての意見の真意は以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。それでは、林構成員、どうぞ。

【林構成員】 アクセス分離についてなんですけれども、私自身はなかなか発言しにくい部分があって、というのは、これまでの構造規制の効果について、あるいはアクセス分離それ自体についても膨大な議論の蓄積があるわけで、それについて、言わば、ある意味、包括的検証をしてからでないと、この場でアクセス分離すべきだとかすべきでないとかということは、なかなか軽々には言えないところがあるのではないかなと思います。非常に重たい課題でもあるので、なかなか他の構成員の方、もしかするとそうかもしれませんが、意見表明しづらい部分があるのかなと思いました。

以上でございます。

【山内主査】 なるほど、ありがとうございます。その辺、事務局も勘案していただいて、これからの議論、資料の出し方、いろいろお気遣いいただければと思います。他にいかがでしょうか。

それでは、先ほど言いかけてましたけれども、非公開というセッションに入りたいと思います。

日本電信電話株式会社からの御発表と、それに関する質疑応答でございます。

それでは、事務局は非公開に切り替える準備をお願いしたいと思います。

【事務局（田中）】 構成員と日本電信電話株式会社以外の皆様は、本日の会合はこれで終了となりますので、こちらのウェブ会議は閉じさせていただきます。構成員と日本電信電話株式会社の皆様は、このウェブ会議から御退室いただき、あらかじめ御案内したU

R Lにアクセスいただくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

【山内主査】 ありがとうございました。

【この後の議事は非公開】

以上